

農地中間管理事業説明会

日 時：平成27年1月26日(月)
14時～15時30分
場 所：大呂公民館

①農地中間管理事業について(確認)

◇事業説明

- ・地域の農地を守るため、地域のみんなで徹底的に話し合うことが重要
→ 人・農地プランの見直し
- ・中間管理機構を経由した農地の貸し借り
→ 担い手の途中リタイア等による不測の事態にも対応可能
- ・事業推進の手順
担い手、出し手ごとに説明

◇機構集積協力金について

- ・地域集積協力金の使途について
国および県の考え方について説明。担い手への農地集積・集約化の弊害となっている問題解決や担い手の育成・確保、地域農業を持続的に支えていく仕組み作りや活動に使うことが望ましい。また、他事業会計とのすみ分けをお願い。
- ・出し手と受け手の配分について
地域農業の発展のため、まずは地域(出し手)が話し合い、担い手が継続して経営を行っていくためにも、担い手への配分も考慮してほしい。

②本町の推進状況について

◇重点区域の説明

- A：認定農業者、大規模経営者が経営するエリア
- B：Aの周辺、集落営農が組織されているエリア
- C：その他

◇農地の借入希望者

説明会開催日現在、町内で4名の担い手が登録

◇大呂集落において、すでに調整が行われた。これから、交付金申請手続きに入る。

③ 質疑・応答

(問) 来年度以降、我々に支給される交付金は減っていくのか？

(答) 交付金は一度きり。

(問) 大呂集落以外でも協力金の対象となるか？

(答) エリアで一定の割合以上の農地をまとめて貸し付けていただければ対象。

(問) 留意点として、他事業と通帳を分けるなどして、明確に区分経理を行うこととあるが、通帳を作成する必要があるのか？

(答) その通り。個人や法人と違い、任意組織は確定申告義務がないので、交付金の使途が不明になる恐れがある。税金の使途をはっきりさせるということ。

(問) 交付金申請者の代表は、該当農地の所有者でなくても大丈夫？

(答) 代表はどなたでも構いません（全く関係のない方はふさわしくない）。また、管理上、口座名義人の途中変更も問題ないとする。